

付－１ ニセコ町水道事業条例

平成10年３月17日条例第10号

改正

平成11年３月16日条例第８号

平成12年３月21日条例第15号

平成12年12月27日条例第44号

平成14年12月19日条例第45号

平成15年３月20日条例第７号

平成20年３月19日条例第11号

平成24年６月25日条例第25号

平成26年３月19日条例第９号

平成31年３月14日条例第９号

令和４年12月16日条例第23号

ニセコ町水道事業条例

ニセコ町水道事業条例（昭和35年ニセコ町条例第20号）の全部を改正する。

目次

第１章 総則（第１条～第４条）

第２章 給水装置の工事及び費用（第５条～第11条）

第３章 給水（第12条～第21条）

第４章 料金及び手数料（第22条～第30条）

第５章 管理（第31条～第36条）

第６章 貯水槽水道（第36条の２～第36条の３）

第７章 補則（第37条）

附則

第１章 総則

（条例の目的）

第１条 この条例は、ニセコ町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用

負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(水道事業)

第2条 ニセコ町水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 消火栓 消火用に使用するもの
- (3) 私設消火栓 私費をもって設置する消火用に使用するもの
- (4) 簡易専用水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に該当するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、ニセコ町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置の工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 第7条第1項の規定に基づき町長が施行する給水装置の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

（1） 材料費

（2） 運搬費

（3） 労力費

（4） 道路復旧費

（5） 工事監督費

（6） 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第10条 町長に給水装置を申込み者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、制限又は停止することはない。ただし、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合は、この限りではない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項ただし書きの規定の給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第13条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管

理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を供用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、ニセコ町においてその費用を負担することができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該水道使用者等へ通知する。

2 町長は、前項の検査において特別の費用を要したときは、当該水道使用者等からその実費額を徴収することができる。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払い義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、別表第2に定めるところによる。

(個別需給給水契約)

第23条の2 町長は、営農に供する用途で、別に定める条件に該当する水道使用者等と、個別に需給給水契約（以下「個別需給給水契約」という。）を締結することができる。

2 個別需給給水契約を締結した場合における基本水量を超える分の使用水量に係る超過料金については、別表第2の超過料金の欄の規定にかかわらず、次の各号に定める額により算定するものとする。

(1) 平成32年1月の定例日から平成35年3月の定例日までは、1立方メートルにつき90円

(2) 平成35年5月の定例日から平成38年3月の定例日までは、1立方メートルにつき120円

(3) 平成38年度5月の定例日以降は、1立方メートルにつき150円

3 前2項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、町長が別に定める。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、町長が2月ごとに定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月の前月分及び当月分を通算して一括算定する。ただし、季節用の用途の料金は、1年分を通算して3月の定例日に一括算定する。また、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 町長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明なとき。
- (3) 積雪その他の理由によりメーターの点検ができないとき。
- (4) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 普通用の用途の利用者が、月の途中において使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が別表第2に掲げる普通用の基本水量の2分の1以下で、かつ、使用期間が15日までのとき 普通用の基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が別表第2に掲げる普通用の基本水量の2分の1を超え、かつ、使用期間が15日までのとき 普通用の基本料金を2分の1とみなして算定した1月分の金額

(3) 使用期間が15日を超えるとき 1月分として算定した金額

2 季節用の用途の利用者が、年度の途中において使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が別表第2に掲げる季節用の基本水量の2分の1以下で、かつ、使用期間が6月に満たないとき 季節用の基本料金の2分の1

(2) 使用水量が別表第2に掲げる季節用の基本水量の2分の1を超え、かつ、使用期間が6月に満たないとき 季節用の基本料金および季節用の基本水量を2分の1とみなして算定した金額

(3) 使用期間が6月を超えるとき 1年分として算定した金額

(工事使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の納入方法及び納入期日)

第28条 料金は、納入通知書により奇数月の末までに納入しなければならない。

2 納入期日までの中途において使用を廃止又は中止したときは、前項の規定にかかわらず町長の指定する日までに納入しなければならない。

(手数料)

第29条 町長は、申込者から申込みを受けて、次の各号に掲げる処理を行うときは、それぞれ各号に掲げる手数料を徴収する。

(1) 町長が給水装置の工事の設計をするとき 設計手数料

(2) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき 設計審査手数料

(3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 工事検査手数料

(4) 第19条第2項の消防演習の立会をするとき 私設消火栓使用立会手数料

(5) 町長が法第16条の2第1項の規定により指定給水工事事業者の指定をするとき

き 指定給水装置工事事業者の指定審査登録手数料

(6) 町長が法第34条の2第2項の規定により簡易専用水道の検査をするとき 簡易専用水道検査手数料

(7) 町長が配水管及び導水管等に係る図面の写しを交付するとき 水道管路図交付手数料

(8) 町長が給水装置に係る図面の写しを交付するとき 給水装置図交付手数料

2 前項の手数料の額は、別表第3のとおりとし、それぞれ申込みの際、徴収するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

3 第1項の手数料は、特別の理由のない限りこれを還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、給水を受けている者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第33条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由なく第24条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第34条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

(過料)

第35条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量計の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第36条 詐欺その他不正な行為によって、第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(ニセコ町の責務)

第36条の2 町長は、法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条の3 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理するとともにその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理するとともにその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成11年3月16日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月27日条例第44号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第45号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月19日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。ただし、水道料金表基本料金の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の臨時用超過料金は、施行後最初に訪れるメーター一点検以降分に適用し、それまでの臨時用超過料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月14日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年11月1日から施行する。ただし、別表第2季節用及び工事用の規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年11月の定例日において算定した料金については、この条例による改正前の

水道料金表を適用する。ただし、臨時用の料金の規定については、平成32年 3 月31日
まで適用する。

附 則（令和 4 年12月16日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

ニセコ町水道事業

事業施設名	給水区域	給水人口	1 日最大給水量
ニセコ町簡易水道事業	字富士見、字本通、字中央 通、字元町の一部、字羊蹄の 一部、字有島の一部、字曾我 の一部、字里見の一部、字宮 田の一部、字富川の一部、字 近藤の一部、字豊里の一部、 字ニセコの一部、字東山の一 部、字福井の一部、字黒川の 一部、字西富の一部、字桂台 の一部	4, 800人	3, 240立方メートル
桂地区飲用水供給施設	字桂台の一部、字西富の一部	100人	15立方メートル
ニセコ温泉郷地区飲用水供 給施設	字ニセコの一部	100人	15立方メートル
いこいの村地区専用水道	字ニセコの一部	100人	200立方メートル

別表第 2 （第23条関係）

水道料金表

料率 用途	基本料金			超過料金		備考
	基本水量	メーター口径	金額	単位水量	金額	
普通用	6 立方メートル	13ミリメート	1, 650円	1 立方メートル	150円	1 月分

	／月	ル		増す毎に		
		20ミリメートル	1,650円			
		ル				
		25ミリメートル	1,780円			
		ル				
		30ミリメートル	3,850円			
		ル				
		40ミリメートル	6,080円			
		ル				
		50ミリメートル	11,200円			
		ル以上				
季節用	20立方メートル／年		9,900円	1立方メートル増す毎に	300円	1年分
工事用				1立方メートル増す毎に	620円	随時

別表第3（第29条関係）

手数料

種別	単位	金額	備考
設計手数料	工事費10万円未満1件につき	1,050円	新設・改造工事
	工事費10万円以上1件につき	2,100円	新設・改造工事
設計審査手数料	工事費10万円未満1件につき	1,050円	新設・改造工事
	工事費10万円以上1件につき	2,100円	新設・改造工事
工事検査手数料	工事費10万円未満1件につき	1,000円	新設・改造工事
	工事費10万円以上1件につき	2,000円	新設・改造工事
私設消火栓使用立会手数料	申込み1件につき	1,000円	1回の使用時間は10分以内とする。

指定給水装置工事事業者指定審査登録手数料	申請 1 件につき	10,000円	
簡易専用水道検査手数料	申込み 1 件につき	5,000円	一般検査年 1 回施設の 外観検査
	申込み 1 件につき	1,000円	簡易検査年 1 回管理 状況を示す書類検査
水道管路図交付手数料	図面 1 枚につき	300円	
給水装置図交付手数料	給水装置 1 件につき	300円	交付は給水装置の所有、 使用及び管理している者並びに 前述の者から委任を受けた者に 限る

付－２ ニセコ町水道事業条例施行規則

平成10年3月31日規則第9号

改正

平成14年6月24日規則第14号

平成14年12月30日規則第28号

令和元年7月17日規則第9号

ニセコ町水道事業条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、ニセコ町水道事業条例（平成10年ニセコ町条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(1世帯又は1箇所)

第2条 条例第4条第1号に規定する1世帯又は1箇所とは、一つの部屋、一つの建物又は連続する敷地内ごとに同一人によって営まれる生活又は事業の単位をいう。ただし、アパート、寮等で屋内に設けられた1専用給水装置を2世帯又は2箇所以上で使用するものは、1世帯又は1箇所とみなす。

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第5条の規定による給水装置の新設等（以下「給水装置工事」という。）の申込みは、給水装置工事承認申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）は、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の土地内に給水装置を設置しようとする場合 当該家屋若しくは土地の所有者の同意書又はこれに代わる書類

(2) 他人の給水装置から分岐しようとする場合 当該給水装置の所有者若しくはその代表者の同意書又はこれに代わる書類

(工事の施行)

第4条 条例第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が設計審査及び材料確認並びに工事竣工検査を受けようとするときは、

給水装置工事審査及び検査申請書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

（設計変更等の届出）

第5条 申込者及び指定工事事業者は、給水装置工事の設計を変更し、若しくは給水装置工事を中止し、又は給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事（設計変更・中止・申込取消）届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（給水管及び給水器具の指定）

第6条 条例第8条第1項に規定する給水管及び給水器具の指定については、町長が別に定める。

（工事費の算出）

第7条 条例第9条第1項各号に掲げる費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

（1） 材料費 町長が定める材料単価に使用材料の数を乗じて得た額

（2） 運搬費・労力費・道路復旧費・工事監督費・間接経費 町長が定める額

（工事費の予納）

第8条 条例第10条第1項に規定する工事費概算額は、町長が定める納期限までに納入しなければならない。

2 同条同項ただし書きの予納を必要としない工事は、学校、官公署、法人、団体等に係る工事で、予算等の都合上予納できない旨の届出を受け、町長が認めたものとする。

（給水の申込）

第9条 条例第13条の規定による給水の申込みは、水道使用申込書（様式第4号）により行うものとする。

（代理人等の選定等の届出）

第10条 条例第14条に規定する代理人の設置及び条例第15条に規定する管理人の選定又は条例第18条第2項第4号の規定による管理人の変更の届出は、代理人・管理人（設置・選定・変更）届（様式第5号）により行うものとする。

（水道メーターの設置）

第11条 条例第16条第2項に規定する水道メーターの位置は、止水栓と給水栓との中間

位置とし、それぞれの給水管の位置と、地形、地物、道路等との関連を考慮して、設計時に決定するものとする。

(使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第18条第1項各号及び同条第2項第1号から第3号の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の使用をやめるとき 水道使用(廃止・中止)届(様式第6号)
- (2) 用途を変更するとき 水道使用用途変更届(様式第7号)
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 私設消火栓使用届(様式第8号)
- (4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき若しくは給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者等変更届(様式第9号)
- (5) 消防用として水道を使用したとき 使用した消火栓使用水量等を記載した書類

(私設消火栓使用立会人)

第13条 条例第19条第2項に規定する町長の指定する町職員は、水道技術管理者又はその代理人とする。

(修繕費を徴収しない場合)

第14条 条例第20条第2項ただし書の適用については、水道使用者等の責によらない天災又は公益上その他の理由により町長が特に必要と認めたときとし、ニセコ町において修繕費を負担するものとする。

(水質検査)

第15条 条例第21条第1項に規定する水質検査は、水質検査機関に依頼して行うものとし、その結果を請求者に通知するものとする。

2 同条第2項に規定する費用は、給水装置の検査に特別に要した費用又は特別の水質検査を行った場合に要した費用の実費額とする。

(料金の算定期日)

第16条 条例第24条に規定する料金算定の期日等は、次のとおりとする。

- (1) 量水器検針日 隔月5日より10日迄に行う。

(2) 料金算定期日 隔月の10日迄に算定する。

(用途の適用)

第17条 条例別表第2の用途の適用は、次の各号のとおりとする。

(1) 普通用 工事用および季節用に属さない一般家庭等において使用するものをいう。

(2) 季節用 別荘等使用期間が短期の建物において使用するものをいう。

(3) 工事用 住宅等の建築工事、またはその他工事で一時的に使用するものをいう。

(使用水量等の認定)

第18条 条例第25条各号による使用水量等の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道メーターに異常があったときは、水道メーターの取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定するものとする。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、使用水量を認定すべき月の前の2箇月又は、前年同期における使用水量その他の事情を考慮して認定し、これによりがたいときは、見積り量によるものとする。

(3) 1個の水道メーターにより使用する集合住宅等の使用水量は、各使用者が均等に使用したものとみなすものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用者の業態、家族数その他を考慮して認定することができる。

(4) 条例別表第2に規定する料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したときの用途別水量の認定は、その者の使用実績及び他の類似使用者の使用状況により行うものとする。

(料金、手数料等の減免等)

第19条 条例第30条の規定により、料金、手数料及びその他の費用の軽減又は免除を受けようとするものは、水道料金等減免申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(管理上必要な措置の指示)

第20条 町長は、条例第31条の規定により水道の管理上必要な措置を指示するときは、措置指示書(様式第11号)を交付して行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限

りでない。

(身分証明書)

第21条 条例第31条に規定する給水装置の検査に従事する職員は、給水装置立入検査員身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水停止の通告)

第22条 条例第33条各号の規定による給水の停止は、給水停止通告書を交付して行うものとする。

2 前項に規定する給水の停止に係る事務の取り扱いは、町長が別に定める。

(給水装置の切離し)

第23条 条例第34条の規定による給水装置の切り離しは、止水栓以下の末端部分とし、将来活用の方途を講じて置くものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第36条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるもののほか北海道飲用井戸等衛生対策要領(平成元年4月20日付け衛施第72号北海道保健環境部長通知)によるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理するものとする。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。なお、当該水槽の清掃については、建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録業者に依頼することが望ましい。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水を1日1回以上自ら確認し、異常を認めたときは、町長に報告するとともに、必要に応じて保健所の指導を受け、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち、必要な項目について臨時の検査を行うこと。なお、水質検査を依頼するにあたっては、水道法(昭和32年法律第177号)第20条

第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者に対して行うことを原則とする。ただし、検査項目のうち可能なものについては、建築物飲料水水質検査業の知事登録業者に依頼しても差し支えない。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させると共に町長及び保健所に報告し必要な指示を受けること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における一般水質検査を行うことが望ましい。

(3) 小規模貯水槽水道の設置者が管理状況の検査を依頼するにあたっては、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者に対して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 ニセコ町水道給水装置工事店規則（昭和57年ニセコ町規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成14年6月24日規則第14号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第28号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月17日規則第9号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。ただし、改正前の第17条第7号の規定は、令和2年3月31日まで適用し、改正後の第17条第2号及び第3号の規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年11月の定例日において算定した料金については、なお従前の例による。